

熊本市公共事業評価監視委員会運営要綱

制定 平成26年3月3日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定により、熊本市公共事業評価監視委員会(以下「評価委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、熊本市公共事業評価実施要綱(平成26年3月3日施行)に基づき、市長からの諮問に対し、意見の答申を行う。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員10名以内により組織する。

2 委員は、公共事業に関し識見を有する者から市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 市長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、評価委員会の会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、技術管理課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(熊本市公共事業再評価監視委員会要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱等は廃止する。

(1) 熊本市公共事業再評価監視委員会要綱(平成13年2月19日制定)

(2) 熊本市公共事業再評価監視委員会運営要領(平成13年2月19日制定)

(3) 熊本市公共事業再評価監視委員会傍聴要領(平成13年7月26日制定)